

# 刑事訴訟法案外三件特別委員會議事速記第二號

付託議案  
裁判所構成法中改正法律案

大正十一年三月二十二日(水曜日)午前十一時五十三分開會

○委員長伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ刑事訴訟法案外三件ノ特殊委員會ヲ開キマス、御承知ノ通り前會ニ於キマシテ、其時ニハ刑事訴訟法案外二件ニナツテ居リマシタノデアリマスガ、其三案ヲ小委員ノ審議ニ付スルコト云フコトノ、小委員會方成立イタシタ次第デアリマス、其小委員ニ於キマシテハ數回會合イタシテ三案ニ付テ最モ慎重ニ審査研究ヲ致シタ次第デアリマス、今日劈頭其御報告申上ケル次第デアリマスガ、此特別委員會ニ今一ツ裁判所構成法中改正法律案方數日前ニ本會議ニ議長ヨリノ命ニ依ッテ此特別委員會ニ付託セラル、事ニナツタ云フコト申上ケテ置キマス、故ニ刑事訴訟法案外三件特別委員會トナルノデアリマス、ソレデ是ヨリ小委員會ノ經過並ニ結果ヲ最モ簡單ニ御報告申上ケマス、小委員會ニ於キマシテハ先ヅ刑事訴訟法案ニ付キマシテ審査ヲ開始イタシマシタ、其審査ノ方法ト致シマシテハ先ヅ政府當局ノ大體ニ亘ル説明ヲ聽キマシテ、ソレヨリ小委員諸君ヨリ全體ニ亘ル質問ガアツタノデアリマス、次デ各編ニ從ッテ又質疑ノアル點ヲ質シ、順序ヲ逐フテ審査シタ次第デアリマス、更ニ全編ヲ終リマシタ後ニ最初ニ戻リマシテ、尙ホ一層綿密ニ重要ナル點ニ付テ各編ヲ逐フテ審査シタ次第デアリマス、其結果ト致シマシテ六箇條ノ修正ヲ見ルコトニ至ッタノデアリマス、質問應答ニ付テハ後ニ申上ケマス、第一ニ政府原案ノ百二十三條、是ハ衆議院ニ於テ全條削除ニナツテ居リマシタノデアリマス、其復活シタ理由ハ政府原案提出ノ理由ハ衆議院ニ於テ削除シタ理由ヨリ重キモノト認メテ結果デアリマス、第二ニ第二百五十五條、是モ衆議院ニ於テ一箇所ノ修正、即チ修正ト申スヨリ削除ニナツテ居ルノデアリマス、其削除シタ所ノ此條ニ於キマシテモ又政府原案ハ前申上ケタ理由ト同ジ理由ヲ以テ復活シタ次第デアリマス、次ニ第三ノ修正ハ是モ第二百五十七條全部削除ト云フコトニ衆議院ニ於テハ決定シテ居リマシタノ、小委員會ニ於テハ全部復活ノミナラズ、御覽ニナル通り「被疑者ヲ勾留シタル」ト云フ下ニ「十五日以内」ト云フ期限ヲ加ヘルコトガ政府原案ヲ尙ホ改善スルコトデアツテ、此五字ヲ加ヘルコトガ必要デアルト云

フ處カラ、此五字ヲ加ヘテ原案ヲ復活シタ次第デアリマス、ソレカラ第四ノ修正ハ三百五十一條、第三項辯護人數人アル場合「云々」ト云フ處ヲ衆議院ニ於テ削除シテアリマス、復活スルコトニシタ次第デアリマス、ソレカラ第五百三十五條、イヤ間違ヒマシタ、五百三十二條デゴザイマス、先刻六箇條ト申上ケマシタノハ、委員長ノ間違ヒデゴザイマス、七箇條ニナリマス、第五ノ修正シマシタ所ハ第五百三十二條正式裁判ノ請求ハ「之ヲ拋棄シ又ハ」ト云フノヲ衆議院ニ於テ削除シマシタノ、是ハ更ニ政府原案ニ同一ノ理由ヲ以チマシテ、前ノ場合ト同一ノ理由ヲ以チマシテ復活シタ次第デアリマス、第六ノ修正ハ五百三十五條へ略式命令ハ云々トゴザイマス、之ニモ其請求ノ「拋棄若ハ」ト云フ四字ヲ衆議院ニ於テ削除シマシタノ、更ニ小委員會ニ於テ此場合同ジ理由ヲ以チマシテ復活シタノデアリマス、第七ハ幾分混入ツテ修正デゴザイマス、第五百五十八條、此第一項ヲ分チテ一ニト致シマス、第一項全部ヲ只今讀ミ上ケマス、通リニ修正サレタノデゴザイマス、只今申上ケタ通り、一項「上訴申立」云々其一「檢事ノ上訴ナルトキ」云々其二「檢事ニ非サル者」云々トゴザイマス、ノヲ全部取り換ヘタノデゴザイマス、之ヲ削リマシテ、其代リニ「檢事ノ上訴ヲ爲シタルトキハ上訴ノ申立後ノ未決勾留日數ノ全部ヲ本刑ニ通算ス」ト斯ウ書イタノデアリマス、而シテ此修正ハ、原案ニ對スル修正ノ意味ハドウ云フモノカト云フコト申上ケマス、一項ノ第二ニゴザイマス「檢事ニ非サル者」ノ上訴ナルトキハ勾留日數ノ二分ノ一ト、此所ニ書キマシタノハ「檢事ニ非サル者」ノ上訴ト云フコトヲ用ヒナイト云フコトニシタイト云フ所カラ、其前ノ檢事ノ上訴ナルトキノミヲ存スルコト云フコトカラ斯ノ如ク變テ「デアリマス、次ニ第八ト致シマシテハ、ドノ箇條ト云フコトハ此所ニ申上ケマセケレドモ、自然斯ノ如キ法律ヲ加除シマシタ結果トシテ、其差響キヲ受ケマス所ノ各法律ニ付テ條數其他整理ヲ要スル點ガゴザイマス、カラ夫等ヲ整理スルコト、斯ウ云フコトニ致シタ次第デアリマス、サウ御承知ニナツテ戴キタウゴザイマス、而シテ此際質問應答ノ微ニ入り細ニ亘ッテ申上ケマス、コトハ全然避ケマシテ、唯著シク最モ大切ト存ジマス、點ヲ私カラ簡單ニ申上ケテ見タイトモ存ジマス、ソレハ第六條ニ付テノ質問デゴザイマシタ、第六條ノ質問ニ付テ數箇ノ牽聯シタ云々ト云フコトカラ

只今懸案ニナツテ居リマス、陪審法ト關係シマシテ或事件ノ手續上陪審ヲ要スルモノト、陪審ヲ要セズモノト起ッテ來タ場合ニ、其手續ノ相違ノ點カラ、ソレ等ハ此六條ノ關係ト下ニドウ云フ意味ノモノデアラウカト云フ點デアラウカト存ジマス、其點ニ付テノ疑念ニ關シマシテ政府委員カラ御答ヲ得タ次第デアリマス、政府委員ニ於キマシテハ牽聯事件トハ第一ノ事件ガ陪審ヲ要シ、他ノ者ハ陪審ヲ要セズト云フヤウナ時ハ手續上ノ相違デ、ソレハ又裁判所ニ移送スル上一向差支ヘナイト思フ、斯ウ仰ツヤウニ思ヒマス、併シ其點ハ尙ホ詳シイコトハ、質問ヲナサツタ當事者デアアル所ノ河村讓三郎君カラ一ツ詳シク仰ツテ戴キタイト存ジマス、此刑事訴訟法ニ關シテハ右様ノ次第デアリマス、續イテ身元保證ニ關スル法律案、之ハ衆議院提出ニナリマシテ、サウシテ當院ニ送付ニナツタモノデアリマス、此身元保證ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、大體ニ於テ斯ウ云フ法律案ノ必要ヲ小委員會ニ於テハ認メタノデアリマス、併ナカラ此所ニ「セテアリマス」最初ノ書方デアリマス、色々ノ豫期シテ居ラス所ノ故障ガ或ハ起ラスカト云フ虞レモアリハシナイカト云フ御議論モ出マシテ、詳シク申シマス、レバ、雇傭契約其他他人ノ事務ヲ處理スル所ノ契約以外ニ或ハ學生ノ身元保證デアアルトカ、官公吏ノ身元保證ヲ含ムヤウニ解釋サレルノデアリマス、サウナツテ來マス法律ニ書イテアルコトハ法律ヲ適用スルニ色々不便不都合ガ生ジハシナイカト云フコトガ論點デアツタノデアリマス、其結果第一條ヲ修正イタシマス、コトニ對シマシテ、斯ウ云フコトニナツタノデアリマス、第一條ヲ今申上ケル、讀ミ上ケマス通り修正ニナツタノデアリマス、「第一條、雇傭契約其他ニ依ル他人ノ事務ヲ處理スル者ノ爲ニスル身元保證契約ハ其成立ノ日ヨリ二年ヲ經過シタトキハ身元保證人ニ於テ是ハ解除スルコトヲ得但シ身元保證期間ガ不確定トキ又ハ五年ヲ超過スルトキハ身元保證契約ノ成立ノ日ヨリ五年ヲ經過シタ後ニ非ザレバ之ヲ解除スルコトヲ得ス」前項ノ場合ノ契約解除ハ六箇月前ニ「云々」云フ此所ニアル通りデアリマス、第一條ガサウ變リマシタ結果トシテ、第二條ハ削除シ第三條ヲ第二條ニ、第四條ヲ第三條ニ繰上ケルコトニナリマス、併ナガ第四條中ノ「前三條」トアルノハ「前二條」ト改メマシテ附則ノ但書ノ「及第二條」ト云フノハ削除スルコトニナル次第デアリマス、之ニ付マシテハ申上ケタモナク政府委員ノ説明ヲ聽キマシタ上ニ質問應答ノ結果斯ウナリマシタノデアアル

ト云フコトヲ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、而シテ此身元保證ニ關スル法案ハ只今簡單ニ御説明申上ゲタノデアリマス...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ第一ニ身元保證ニ關スル法案ヲ議題トイタシマシテ小委員會修正通り可決確定サレテハ如何ナモノデゴザイマセウカ...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御質問モナイヤウデゴザイマスカラ其通り可決確定シテ宜シウゴザイマス...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 確定イタシマシタ、ソレカラ民事訴訟法中改正法律案、之ハ衆議院送付ノ通り小委員會...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 之ハ確定イタシマシタ、而シテ只今申上ゲタ通り刑罰訴訟法案ノ方ハ暫時留保シテ置キマスガ、新ニ此委員會ニ付託サレタ、裁判所構成法中改正...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 午後ニイタシテ宜シウゴザイマセウカ...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 伊東子爵ノ御發議ガアリマシテ御賛成ガゴザイマシタガ伊東子爵ノ御發議ノ通り取計...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ此刑罰訴訟法ニ付キマシテハ伊東子爵ノ御提議通りノ處置ヲ取ルコトニイタシマス...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ午前ニ引續キ刑事訴訟法案外三件特別委員會ヲ開催イタシマス、裁判所構成法中改正法律案ヲ議題トスルノデアリマシテ、此ハ始メテ我...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 裁判所構成法中改正法律案提出ノ理由ヲ大體申上ゲヤウト思ヒマス、改正ノ趣意ハ今回破産法ヲ提出イタシタ刑罰訴訟法案ヲ提出イタシマシテ、破...

必要ガアル、斯ウ云フ所カラ改正案ヲ提出シタ次第デアリマシテ、大體逐條デ申上ゲマス...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ午前ニ引續キ刑事訴訟法案外三件特別委員會ヲ開催イタシマス、裁判所構成法中改正法律案ヲ議題トスルノデアリマシテ、此ハ始メテ我...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ午前ニ引續キ刑事訴訟法案外三件特別委員會ヲ開催イタシマス、裁判所構成法中改正法律案ヲ議題トスルノデアリマシテ、此ハ始メテ我...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ午前ニ引續キ刑事訴訟法案外三件特別委員會ヲ開催イタシマス、裁判所構成法中改正法律案ヲ議題トスルノデアリマシテ、此ハ始メテ我...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ午前ニ引續キ刑事訴訟法案外三件特別委員會ヲ開催イタシマス、裁判所構成法中改正法律案ヲ議題トスルノデアリマシテ、此ハ始メテ我...

管轄ニナルノデアリマスカラ、ドウ云フ裁判ニ對スル上告  
ト云フコトヲ法文ニ歌フ必要ガアリマセヌ、ソレデ「上告」  
ト云フコトニ改メマシタ、「ロ」ト云フノハ、現行法ト變リハ  
ナイノデゴザイマスガ、詰リ第一テ改メシテ「ハ」ハ先程  
リマシタカラ、茲ニ併セテ載セマシタ、ソレカラ「ハ」ハ先程  
申上ガマシタヤウニ地方裁判所又ハ區裁判所ノナシト上告  
棄却ノ決定ニ對スル抗告、即チ第一審ノ判決ニ對シテ上告  
シマシタ場合、上告ヲ不適法トシテ棄却シテ其棄却ノ決定  
ニ對シテ抗告ノ申出ガアツタトキハ大審院ガ管轄スル、斯ウ  
云フコトニナラナケレバ筋ガ立タナイト思ヒマス、ソレデ  
斯ウ云フ規定ニ改メマシタ次第デゴザイマス、ソレカラ第  
六十五條ノ第一項デゴザイマスガ、是ハ朝鮮總督府判事又  
ハ朝鮮總督府檢事ハ御承知ノ通り特別任用ノ者モゴザイマ  
ス、サウデナクモ朝鮮總督府デ司法官試補ヲ採用スル  
規則ニ從テ採用シテソレカラ判檢事ニナツタ者モアルノデ  
アリマスガ、又内地ニ於テ司法官試補タル資格ヲ持ッテ居ル  
即チ大學ヲ卒業シタトカ、或ハ判檢事試験ニ登第シタト云  
フヤウナ、内地ニ於テ司法官試補タル資格ノアル者ガ朝鮮  
總督府ノ判檢事ニナツテ居ル者モゴザイマス、ソレデ最後ノ  
者ハ要スルニ内地ニ於テ判事檢事タル者ト同シ資格ヲ持  
テ居ルノデアリマスカラ、サウ云フ者ハ矢張り六十五條ニ  
規定シテアリマスル者ト同シ待遇ニスルコトハ是ハ當然デ  
アラウ、又實際ニ於テモ、サウ致シテ置キマス方ガ都合デ  
アリマス、其關係デ之ヲ加ヘルト云フコトニナリマシタノ  
デゴザイマス、ソレカラ七十一條ノ二ノ中ニ司法省參事官  
ノ下ニ朝鮮總督府東廳、此裁判又ハ檢察ノ職務ヲ持ッテ居ル  
官吏之ヲ加ヘマシタノハ、矢張り是等ノ者ハ七十一條二ノ  
關係ニ於テハ、七十一條ノ二ニ規定シタル者ト同一ノ取扱  
ヲスルト云フコトガ適當デアルト云フ考デ之ヲ加ヘマシタ  
次第デアリマス、大體以上述ベマシタヤウナ次第デゴザイ  
マス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御質問ゴザイマセヌカ  
○河村讓三郎君 大體ニ付テ別段質問ハアリマセヌガ、簡  
條ニ付テ質問ヲ致シテ宜シケレバ伺ヒマス、此第十四條ノ  
二ノ「區裁判所ハ破産事件ニ付テ裁判權ヲ有ス」、現行法ノ  
二十八條ノ法規ハ「一般ノ裁判權ヲ有ス」トアリマスガ、此  
一般ト云フノハ何カ意味ノアツタコトデアリマセウカ  
○政府委員(林頼三郎君) 是ハドウモ格別「一般」ト云フ  
コトガ、ドウモ意味ガアツタヤウニ考ヘラレマセヌ、ソレデ  
十四條ノ二ノ方ニハ斯ウ云フ言葉ハ用ヒヌコトニナリマシ  
タ

○河村讓三郎君 ソレカラ次ニ第十六條中第二號ヲ左ノ  
如ク改ム「ト云フハ何デスナ」第二短期一年以上ノ懲役

又ハ禁錮ニ該ル罪ヲ除ク外「ト云フコトガ加ハル譯デゴザ  
イマスナ

○政府委員(林頼三郎君) 左様デゴザイマス  
○河村讓三郎君 其加ハタ理由ハ御説明ニナリマシタケ  
レドモ、少シ嚙込メナイ所ガアリマスカラモウ一度御説明  
ヲ願ヒタイ

○政府委員(林頼三郎君) 豫審ヲ經タモノハ地方裁判所ノ  
管轄ニスルト云フ趣意ニナツテ居リマス、現行法ニハ十六條  
ノ本文ノ但書ニ「但シ第二ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サルモ  
ノニ限ル」ト斯ウアリマス、ソレデ現行法ノ適用ノ上デドウ  
ナリマスカト言フト、重罪事件ハ必ず豫審ヲ經ヨト斯ウナ  
テ居リマス、而シテ短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪  
ハ重罪デアアル、斯ウナツテ居リマスカラ現行法デハ短期一年  
以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ必然豫審ヲ經、從テ地方裁  
判所ノ管轄ニ屬スル、斯ウ云フコトニナリマス、所ガ刑事訴  
訟法改正案ニ於テハ、重罪事件ナルガ故ニ必ず豫審ヲ經由  
スルト云フコトヲ必要ト認メナイノデ事案ノ内容如何ニ  
依ッテ重罪事件デモ直チニ公判ニ付シテ宜シト、斯ウ云フ  
主義ヲ採リマシタ、サウシマスルト現行法ノ儘ニ置キマシ  
テハ、重罪事件デモ豫審ヲ經ナイ場合ニ於テハ區裁判所デ  
管轄シテ宜シト斯ウ云フ結果ニナリマス、併シ苟モ重罪  
事件デアアル以上ハ區裁判所ノ單獨判事方之ヲ裁判スルト云  
フコトハ適當デアアルマイト考ヘ、其趣意デ斯ノ如ク改正イ  
タシマシタ次第デゴザイマス

○河村讓三郎君 大抵分リマシタガ、尙ホ重罪輕罪ト云フ  
區別ハ無クナツテ居ル譯デスナ

○政府委員(林頼三郎君) 刑法ノ施行法ニ依テ現時マダゴ  
ザイマス

○鈴木喜三郎君 六十五條第一項ノ末尾ニ加ヘラレル條文  
ニ付テ少シ御尋ネシタイト思フノデスガ、朝鮮デハ内地ノ  
司法官試補ノ資格ヲ有スル者ハ何年修習サシテ本官ニ採用  
スルコトニナツテ居ルノデセウカ

○政府委員(林頼三郎君) 矢張り一年半以上ト心得テ居リ  
マスガ、ソレガ明白ニ御必要ト云フコトナレバ取調ベテ申  
上ガタイト考ヘマス

○鈴木喜三郎君 而シテ此六十五條ノ本文ノ三年以上ト云  
フ事柄ハ矢張り朝鮮總督府ノ判檢事ニモ被ルコトニナルノ  
デゴザイマスカラシテ、何かチヨット私ノ考ヘルノニハ朝鮮  
總督府ノ判檢事ニハ司法官試補ノ資格ヲ有ッテ居ルモノナ  
ラバ、試験及口試ヲ經シテ、直チニ内地ノ判檢事ニ任用ガ  
出來ル、斯ウ云フ風ニ讀メルヤウニ思ヘルノデスガ

○政府委員(林頼三郎君) 其意味ト考ヘテ居リマスガ、チ  
ヨット……

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 此際今一應私カラ伺ッテ置  
キタウゴザイマスガ、第五十條ノ改正ノ終審トシテト云フ  
コトデ「イ」ノ上告ト云フコトヲハ、キリモウ一應願ヒタウ  
ゴザイマス

○政府委員(林頼三郎君) 現行法ニ於キマシテハ地方裁判  
所及控訴院ノ第一審判決ニ對スル上告トナツテ居リマス、所  
ガ刑事訴訟法改正案ニ於キマシテハ、第一審ノ判決ニ對ス  
ル上告ヲ認メマシタ、從テ第二審判決ト云フコトダケデハ  
當リマセヌコトニナリマス、ソレカラ又第一審判決ニ對ス  
ル上告ヲ認メマシタ結果、區裁判所ノ判檢事ニ對スル上告  
ト云フコトモ生ジマス、サウ云フ次第デ地方裁判所及控訴  
院ノ第二審判決ニ對スルコト云フコトガ調和シナイコトニナ  
リマス、ソレデソレナラバ刑事訴訟法改正案デ認メマシタ  
事柄ヲ此所ヘ書キ加ヘルカ、斯ウ申シマシタガ、書キ加ヘテ  
モ宜シイノデアリマスガ結局總テノ上告ハ大審院ガ終審ト  
シテ……スルト云フコトニナリマスカラ學口書キ加ヘルヨ  
リ削ッテ仕舞ッテ單ニ上告スル方ガ宜カラウ、斯ウ言フ意味  
デアリマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 能ク分カリマシタ……今司  
法次官モ御見エニナリマシタカラ鈴木君カラ一應御質問ヲ  
御繰返シニナツテハ如何デアリマスカ

○鈴木喜三郎君 六十五條ノ一項ノ末尾ニ加ヘラレル此朝  
鮮總督府ノ判檢事ハ三年其職ニ在職セザルモ内地ノ判檢事  
ニ採用スルコトガ出來ルト云フ趣意ガアリマセウカドウカ  
ト云フ御尋ネデアリマス

○政府委員(山内確三郎君) 此司法官試補タル資格ヲ有  
シ朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府檢事タル者ト云フ事カ  
ラ申上ゲルガ適當ト思ヒマス、司法官試補ノ資格ヲ有スル  
者ト云フコトハ要スルニ帝國大學ノ卒業生又ハ第二回ノ試  
験ヲ經タ者デアリマスガ、内地デ修習シテ内地ノ判事ニ任  
命サレテ而シテ移ル者モゴザイマスガ、是ハ問題ニナラヌ、  
併シ向フテ、是ハ朝鮮デケニ限リマスガ、向フテ朝鮮總督府  
試補トナツテ一年半修習スルト云フノハ向フノ判事檢事ニ  
ナツテ居ル、然ルニソレガ内地ニ於ケル判事檢事タル資格ナ  
モノ、ソレハ矢張り朝鮮ニ於テ判事檢事トナツタ者ハ矢張り  
内地ニ於テモ判事檢事タル資格ヲ共通シテ持ッタ者ト云  
フノハ、此案ノ趣意デアリマス、從テ六十五條ノ「三年以下  
帝國大學ノ教授若ハ辯護士タル者」ト云フ字ノ下ニ是レダ  
ケノ文字ヲ入レズニ、一先ゾ六十五條第一項ノ文字ガ終ッ  
所デ、此文ヲ入レルコトニシマシタ、要スルニ三年以上ニ  
云フ文字ハ司法官試補タル資格ヲ有スト云フ事ニ限リマセ  
ヌ、司法官試補タルニ三年掛ル必要アリマセヌ、朝鮮總督府  
ノ判事檢事タル者ノ頭ニ三年以上ト云フ文字ガ文章トシテ

貴族院刑事訴訟法案外三件特別委員會議事速記第三號

大正十一年三月二十二日

三

掛テテナケレバナリマセヌカラ、此點ニ付テハ文章上差支  
ナイト思フテ居リマス

○鈴木喜三郎君 我モ左様ニ考ヘテ居リマスガ、成ホド大  
學教授ヲ三年、辯護士ヲ二年シナケレバナラスカ、既ニ判檢  
事ニナツテ居ルガ、三年經ナクテモ實務ノ修習ガ立派ニ出來  
テ居ルカラ内地ノ判檢事ニ登用スルト云フ所ウ云フ趣意デ  
アリマスナ

○政府委員(山内確三郎君) 先ヅ要スルニ一年ナリ一年半  
以上朝鮮ニ修習シテ既ニ判事ニナツテ居ル者デアレバ、丁度大學  
教授ヲ三年シテ判事ニナツテ居ル者ト同様ニ見ルト云フ考デア  
リマス

○鈴木喜三郎君 我ハ此本改正案ニハアリマセヌガ、一ツ  
御尋シテ置キタイコトハ現行刑事訴訟法ニ於キマシテ大審  
院ニ於テ事實ノ審理ヲ爲サスモノデアリマスカラ大審院長  
ノ有スル司法行政ノ監督ノ範圍ト云フモノモ大審院ニ止メ  
ルノガ當然デアリマスガ、今回御提案ニテハ、大審院ニ依  
レバ事實審トナルノデアラフテ或ル場合ニハ事實審理ヲ大審  
院自ラ爲スト云フコトニナルノデアリマスカラ、シテ見マ  
スレバ大審院長ガ下級裁判所ヲ監督スルト云フコトモ又必  
要アリハセヌカト思フノデゴザイマスルガ、政府ニ於キマ  
シテハ其點ニ付テハ何カ御考ガアルノデアリマセウカ

○政府委員(山内確三郎君) 我ハ其點ニ付テハ少シ違ヒマ  
ス、結論ハ同ジデアリマスガ、必ズシモ刑事訴訟法ノ改正ノ  
結果事實ノ認定ヲ大審院ニ於テヤルカラト云フコトノミヲ  
以テ大審院長ノ司法行政ノ監督權ヲ擴メタイ云フ考デア  
ナイ、本來私ハ司法行政ノコトデアレバ、我國ノ裁判制度ノ  
下ニ於テ大審院長ノ權限ヲ狭クシテ、大審院長ハ大審  
院內ノ司法行政ヲ監督スル、其以外ノ即チ控訴院ナリ地方  
裁判所等ノ司法行政ヲ監督スルニハ毫モ關係ナイト云フ今日ノ  
法制ハ必ズシモ正シイモノカドウカ疑フテ居ル、而モ刑事訴  
訟法ノ結果事實認定ト云フ事項ガ大審院ニ進入以上ハ愈  
々以テ大審院長ノ司法行政ニ關シテ監督權ヲ擴メ大審院及  
下級裁判所全體ニ於ケル司法行政ヲ監督シテ而シテ司法行  
政ノ監督ヲスルト云フ順序系統ヲ取ルノガ正シイト思フテ  
居リマス、此點ニ於テハ司法當局ニ於キマシテ相當ニ考慮  
シテ結果提案セントスルニ至ツテ次第デアリマス、成程此間  
題ニ付キマシテハ深ク諸般ノ問題ト牽聯シテ政府ニ於テ此  
議ガ纏ラナカッタノデアアルガ司法當局ノ考ト致シマシテハ  
機會ヲ待テ此理想ヲ貫徹サセタイト云フ考ハ持ツテ居ル

○河村讓三郎君 我モ此六十五條ニ付テ質問イタシタイガ  
或ハ前ノ質問ニ對シテ既ニ御答ニナツテ居ルカモ知レマセヌ  
ガ、モウ少シ明カニ致シテ置キタイ、先ヅ御尋ネシマスガ、  
朝鮮總督府判檢事ニ任ズル者ガアリマスル司法官試驗ト

言ヒマスカ、内地ニ於テ第二回ノ競争試験ニ及第シテ居ル  
ノト、マダ第二回ノ競争試験ヲ受ケテ居ラナイノガ或ハナ  
イカ、内地ノ第二回試験ヲ經タモノナラバ疑ヒアリマセヌ  
ガ、又内地ノ第二回ノ試験ヲ受ケテ居ラヌモノデアリマス  
ルト朝鮮總督府ニ於テ修習サセテサウシテ其向フデ二回ノ  
試験ヲ行ツテ其上ニ判檢事ニ任命スルノデアリマスカ、其點  
ハ實際ドウナツテ居リマスカ伺ヒマス

○政府委員(山内確三郎君) 内地ニ於キマシテ修習シテ二回  
試験ヲ受ケテ者ハ一應内地ノ判事檢事ニ任命サレテ而シテ  
内地ノ判事檢事ノ資格ヲ有スル者ハ朝鮮總督府ノ判事ト檢  
事ト同様ノ資格ヲ有スルト云フコトハ、ハ別ノ明文ガア  
ル、然ルニ司法官試験タル資格ヲ有スル者即チ第一回試験  
ヲ受ケテ者及ビ大學卒業生、是ハ朝鮮デ一年半以上修習シ  
テ直チニ朝鮮ノ判事檢事ニ任命サレテ居ル者ガアル、専ラ  
裁判所ノ……是ハ勿論裁判所構成法ノ規定ニ依リ判事檢事  
ト云フモノヲシテ現行法ノ上デハ……サウ云フモノガ朝鮮  
ニハアル臺灣ニハナイ、サウ云フ朝鮮ノ判事檢事ハ内地ノ  
判事檢事トシテ任命サレルコトガ出來ナイガ爲ニ非常ニ實  
ハ朝鮮デハ弱テ居ル、已ムヲ得ズ金ヲ出シテ内地ニ試験ト  
シテ、サウシテ朝鮮ノ判事ニセヌトナカレハ朝鮮ノ判事ニ  
ナラヌト云フ關係上朝鮮ニ於ケル即チ試験ノ修習、之ガ非  
常ニヤリニクイト云フノデ、向フデ、修習シテ判事檢事ト  
ナツテ者ト云フ裁判所構成法上ノ判事檢事タルノ資格ヲ有  
セシメルヤウニシテ實ヒタイト云フ要求ガズト前ニアツタ  
ノデアリマス、修習シテ向フデ判事檢事ニナルモノナラバ、  
内地ニ於テハ判事檢事トシテ差支ガナイト云フコトデ斯  
ウ云フコトニ出來タノデアリマス、所謂内地ニ於テ判檢事  
タル資格アル者ハ朝鮮ニ於テモ……念ノ爲ニ申上ゲテ置キ  
マスガ試験タル資格ナキ者、言ハバ補缺ト云フモノ、全ク内  
地ノ一回ノ試験デ、大學ヲ卒業シナイ、内地ノ書記ト云フヤ  
ウナ者ガ試験デ判事ニナツテ居ル「是ハイケナイ、修習シタ  
者ハ内地ニ於テモ構成法上内地ニ於テモ判事檢事試験ト  
云フコトデアラフテ差支ナイト云フコトヲ……

○河村讓三郎君 尙ホ一應伺ヒマスガ、朝鮮ニ於テ修習シ  
タル後ニ二回ノ競争試験ノ後試験ヲサセルト云フコトガ  
私ニハ分ラナイ、ソレハドウナツテ居リマスカ

○政府委員(山内確三郎君) 向フデモ矢張り試験ヲシテ判  
事檢事ヲ採ツテ居ルヤウデアリマス

ラスト云フコトニナルト茲ニ一ツノ保證ト云フモノガ不足  
スル譯デアリマス、併シ其間ニ、向フデ判事檢事ニハナツテ  
居ル、其判事檢事ニナツテ居ルト云フコトガ第二回ノ試験ニ  
回ル補助ト見ルト云フ趣意ガ殆ドアリマスガ、ソコヲ明カ  
ニシテ置キマセヌト……

○政府委員(山内確三郎君) 此前ノ方ハドウ云フ風ニナツ  
テ居ルカ知レマセヌガ、現在判檢事ニナツテ居ル者ハ澤山アル  
デアリマス、今法令ヲ取り寄セテ見マスガ、ソレハ昔ノ文ハ  
ドウカ知リマセヌガ、併シ判事トナツテ者ハ今日朝鮮ニ於ケ  
ル試験ニ依ッテ判事トナツタモノト思フノデアリマス、今日  
デハ二回試験ヲシタヤウニ私ハ聞イテ居リマスガ、今チヨッ  
ト法令全集ヲ一ツ……此朝鮮總督府判事及檢事ノ任用ニ關  
スル件ト云フ制令ガアリマシテ、大正二年ニ之ヲ改正イタシ  
テ居リマス、ソコニ「朝鮮總督府判事及檢事ハ裁判所構成法  
ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者及ハ朝鮮總督府司  
法官試験トシテ朝鮮總督府裁判所及檢事局ニ於テ一年六月  
以上實務ノ修習ヲ爲シ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任  
用ス、前項ノ修習及試験ニ關スル規則ハ朝鮮總督府之ヲ定ム」  
尙ホ「朝鮮總督府司法官試験ハ裁判所構成法ニ依リ司法官  
試験タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス」、斯ウ云フコト  
ニナツテ居リマシテ、任用ノ關係ハ朝鮮制令上内地ト同様ノ  
コトニナツテ居リマス

○河村讓三郎君 只今政府委員ノ讀マレマシタ朝鮮制令ノ  
間ニ内地ノ司法官試験補ノ中ヨリ任用スルト云フコトガアリ  
マシタヤウデスガ、内地ノ司法官試験補ト云フコトハドウ云  
フ意味デアリマスカ、二回試験ヲ經テ者デアリマスカ

○政府委員(山内確三郎君) 内地ノ司法官試験補ノ資格ヲ有  
スル者ト云フノハ裁判所構成法上内地ノ司法官試験補ノ資格  
ヲ有スル者デアリマス、即チ帝國大學卒業生或ハ第一回試  
験ヲ及第シタ者、是ガ内地ノ司法官試験補ノ資格ヲ有スルモ  
ノデアリマス、其者ガ朝鮮ノ試験トナツテ一年以上修習シテ  
サウシテ朝鮮デ試験ヲ受ケテ、其上デ朝鮮デ判事ニナレル、  
其者ヲ指シタ譯デアリマス

○河村讓三郎君 ソレデハ大正二年以前ニ於テ大學ヲ卒業  
ヲ致シタ者、二回試験ヲ受ケズニ直チニ判檢事ニナツテ者ガ  
若シ有リトスレバ、其者ニモ此規定ハ適スルト云フ趣旨デ  
アルト云フコトヲ明カニ致シテ置キタイト思ヒマスガ、ソ  
レハ如何デアリマセウカ

○政府委員(山内確三郎君) 此改正案ノ六十五條第一項ノ  
末尾ノ文字デスガ、是ハ必ズシモ試験ヲ受ケテ者ニハ限ラナ  
イモノデアリマス、司法官試験タル資格即チ構成法上司法  
官試験タル資格ヲ有スルモノデアラフテ、而シテ朝鮮總督府判  
事又ハ檢事トナツテ居ル者デアレバ、試験ヲ受ケテナツテ居

ル者ト、試験ヲ受ケズナッテ居ル者トヲ區別セズシテ、朝鮮  
總督府テ同様ナルガ故ニ内地ニ於テモ同様ニシクイ、斯ウ  
云フ考デアリマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 本案ニ付テモウ御質問ハゴ  
ザイマセスカ……御質問ハ無イモノト認メマス、ソレデハ  
是ヨリ討議ニ移リマス

○鈴木善三郎君 此改正案ハ破産案或ハ刑事訴訟案ノ改正  
ニ伴ヒマシテ必然クナケレバナラヌモノト思ヒマス、又  
朝鮮ハ判檢事若クハ臺灣總督府法院ノ判官檢察官其他ノ者  
ノ在勤年數ヲ内地ノ判檢事ノ在職年限ニ通算スルト云フコ  
トデ適當ノコトト思ヒマスカラ、本案全部ニ對シテ贊成ヲ  
致シマス

〔河村讓三郎君「贊成イタシマス」ト呼フ〕  
○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 別ニ御贊成ノ方ハゴザイマ  
セヌカ

〔河村讓三郎君「本員モ贊成イタシマス」ト述フ、其他  
「贊成イタシマス」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御反對ノ御意見モ無ク、御  
贊成ノ御方ガ二三御有リデゴザイマスカラ、モウ討議ハ終  
結シテ直ニ本案ノ採否ニ付テ決ヲ採リマス、本案ハ政府  
提出衆議院送付通り決定イタシマシテ御異議ハゴザイマセ  
ヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕  
○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御異議ナイト認メマス、閉  
會イタシマス

午後二時三十五分散會  
出席者左ノ如シ

委員長 伯爵寺島 誠一郎君  
委員

子爵伊東 祐弘君  
子爵池田 政時君  
淺田 德則君  
河村 讓三郎君  
男爵新田 忠純君  
鈴木 喜三郎君  
男爵毛利 五郎君  
男爵矢吹 省三君  
岡田 文治君

政府委員

司法次官 山内 確三郎君  
司法省民事局長 池田 寅二郎君  
司法省刑事局長 林 頼三郎君  
司法省參事官 三宅 正太郎君

司法省參事官 清水 行恕君  
司法省參事官 岩村 通世君

大正十一年四月十日開庭

大正十一年四月十日開庭

貴族院事務局

印刷部 印刷